

要配慮者利用施設の 避難確保計画

～計画作成をはじめよう～



水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～



「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務

背景

- 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨や平成 28 年 8 月台風 10 号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。

H27 年 9 月 関東・東北豪雨



茨城県常総市 鬼怒川破堤 (写真: 国土交通省)

H28 年 8 月 台風 10 号

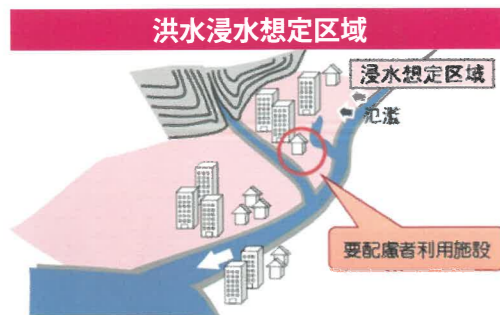


岩手県岩泉町 小本川 (写真: 国土交通省)

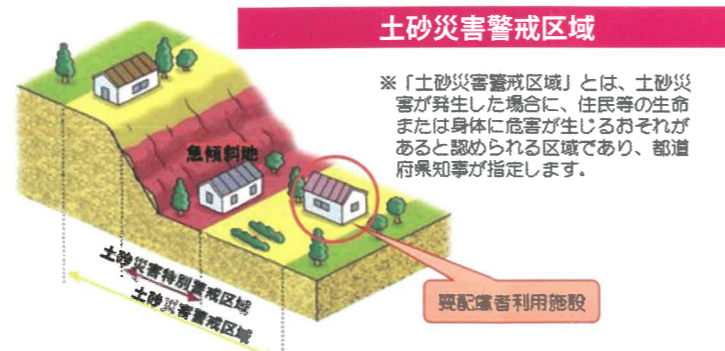
ポイント

洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となりました

※市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成 29 年 6 月 19 日に改正されました。

01 避難確保計画の作成

「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な次の事項を定めた計画です。

- ▶防災体制 ▶避難誘導 ▶施設の整備 ▶防災教育及び訓練の実施
- ▶自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
- ▶そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項

避難確保計画が実行性あるものとするためには、施設管理者等の皆さまが主体的に作成いただくことが重要です。

作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを共用スペースの掲示板などに掲載しておくことも有効です。

02 市町村長への報告

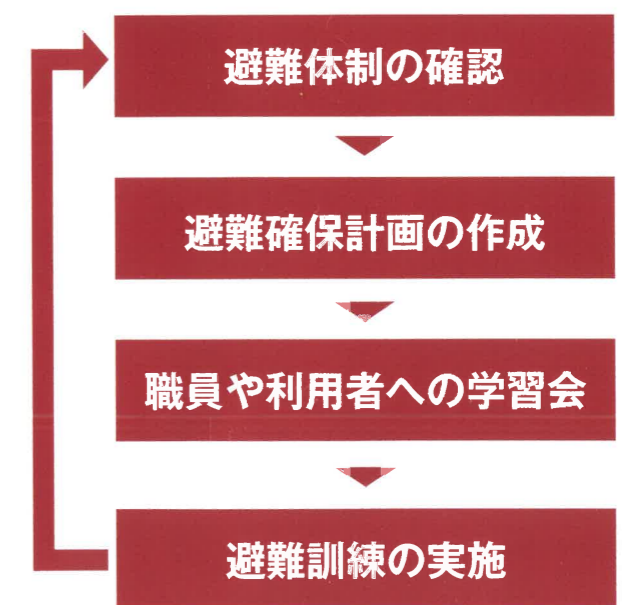
避難確保計画を作成・変更したときは遅滞なく、その計画を市町村長へ報告する必要があります。

- ▶避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- ▶正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

03 避難訓練の実施

避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、多くの方が避難訓練に参加することで、より実効性が高まります。

ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域のリスクの実情に応じた避難訓練を実施することが重要です。



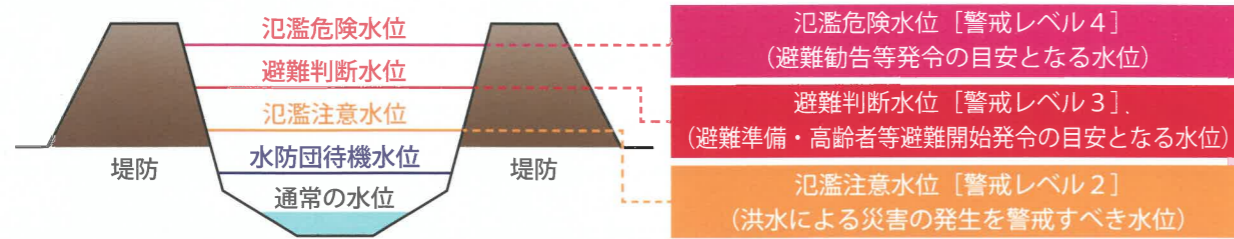
出典：国土交通省ホームページ「自衛水防（企業防災）について」掲載パンフレットより

STEP 01

防災体制をつくる

洪水

- ①洪水浸水想定区域を確認しよう
- ②河川の水位観測所を確認しよう
- ③市町村からの情報、河川の水位情報をもとに段階的な防災体制を構築しよう



氾濫危険水位 [警戒レベル4] (避難勧告等発令の目安となる水位)
避難判断水位 [警戒レベル3] (避難準備・高齢者等避難開始発令の目安となる水位)
氾濫注意水位 [警戒レベル2] (洪水による災害の発生を警戒すべき水位)

防災体制（作成例）

体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制 警戒レベル2 以下のいずれかに該当する場合 [警報・注意報] 洪水注意報発表 [洪水予報] ●●川 (●●観測所) 氾濫注意情報発表 [水位到達情報] ▲▲川 (▲▲観測所) 氾濫注意水位到達	洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備	情報収集伝達要員 避難誘導要員
警戒体制 警戒レベル3 以下のいずれかに該当する場合 [避難勧告等] 避難準備・高齢者等避難開始の発令 [警報・注意報] 洪水警報発表 [洪水予報] ●●川 (●●観測所) 氾濫警戒情報発表 [水位到達情報] ▲▲川 (▲▲観測所) 避難判断水位到達	洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備 入院(所)者家族への事前連絡 外来診療中止の掲示 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導 (避難準備・高齢者等避難開始発令時)	情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員 避難誘導要員
非常体制 警戒レベル4 以下のいずれかに該当する場合 [避難勧告等] 避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 [洪水予報] ●●川 (●●観測所) 氾濫危険情報発表 [水位到達情報] ▲▲川 (▲▲観測所) 氾濫危険水位到達	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

土砂災害

- ①土砂災害警戒区域を確認しよう
- ②市町村からの情報、土砂災害に関する情報をもとに段階的な防災体制を構築しよう



土砂災害警戒情報 [警戒レベル4] (避難勧告等発令の目安となる情報)
大雨警報(土砂災害) [警戒レベル3] (避難準備・高齢者等避難開始の目安となる情報)
注意報・土砂災害に関するメッシュ情報 [警戒レベル2] (災害の発生を警戒すべき情報)

防災体制（作成例）

警戒レベル	とるべき行動	住民に避難を促す行動 避難情報など
警戒レベル1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	【気象庁】 警報級の可能性
警戒レベル2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	【気象庁】 注意報
警戒レベル3	【高齢者等避難】 避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	【市町村】 避難準備・高齢者避難開始
警戒レベル4	【全員避難】 ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	【市町村】 避難勧告・避難指示(緊急)※ ※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令
警戒レベル5	すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生

STEP 02

役割分担を決める

- ①緊急時の役割分担（情報収集要員・避難誘導要員）を事前に決めよう
- ②防災に関する情報収集方法を確保しよう

自ら収集する情報

- ・気象情報
- ・河川水位情報
- ・土砂災害警戒情報
- ・避難勧告等の情報
- ・避難場所の開設状況 等

プッシュ型等の防災情報

市からの連絡、防災行政無線、緊急速報メール等



電話・FAX
口頭(施設)等

利用者等

市町村役場

消防等

ポイント

訓練等で見つかった課題をもとに防災体制・避難経路を見直す

STEP 05

防災教育・訓練を実施する

- ①防災教育により、避難確保計画を共有しよう
- ②訓練を実施し、計画の更なる充実を図ろう



STEP 04

命を守るための備えをする

情報収集・伝達時、避難誘導・避難生活時に必要なものを整理しよう



備蓄品の例

情報収集・伝達▶テレビ・ラジオ・携帯電話等
 避難誘導▶名簿・懐中電灯・案内旗等
 施設内の一時避難▶水・食料・寝具・防寒具
 高齢者・乳幼児▶おむつ、おしりふき、おやつ等
 その他▶ウエットティッシュ・ゴミ袋、タオル等

STEP 03

避難経路図をつくる

- ①避難先は浸水や土砂災害リスクがないところへの立ち退き避難を基本としよう
- ②立ち退き避難が却って危険と判断される場合は屋内安全確保を検討しよう

ポイント

- ・移動距離と移動手段（車両等台数）を想定し、「移動に必要な時間」を検討
- ・避難場所までの経路に危険がないか確認・共有

防災マップ



避難経路作成例

※地図はハザードマップや既存の資料を活用してください



避難場所 B

② ルート B

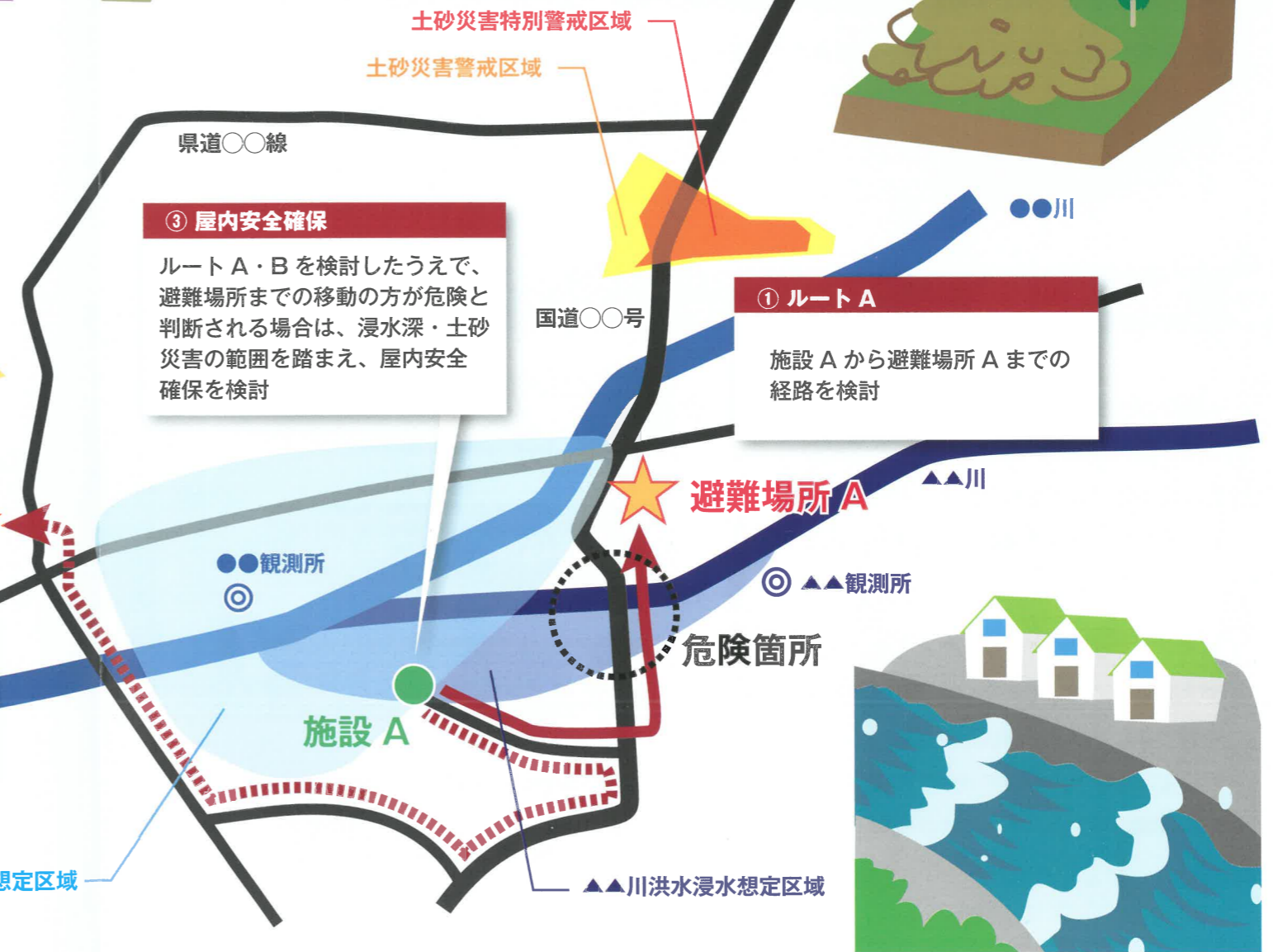
避難場所 A までの経路が浸水で通行できない場合を想定し、別の経路からの避難場所 B を検討

③ 屋内安全確保

ルート A・B を検討したうえで、避難場所までの移動の方が危険と判断される場合は、浸水深・土砂災害の範囲を踏まえ、屋内安全確保を検討

① ルート A

施設 A から避難場所 A までの経路を検討



各種情報

【国土交通省】避難確保計画作成の手引き・様式

[もしくは下記 URL へ](#)

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jjeisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

- 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊（作成支援編・様式編）
- 要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）
- 計画作成のひな形
- 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル
- 既存の計画への追記による避難確保の作成

【熊本県】避難確保計画作成の手引き・事例

[もしくは下記 URL へ](#)

https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_30285.html

- 熊本県作成の手引き
- 熊本県作成事例

防災情報・水位情報・洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域

[熊本県防災情報ホームページ](#) ▶

[熊本県統合型防災情報システム](#) ▶

お問い合わせ先

熊本県河川課（洪水浸水想定区域に関すること）

096-333-2507

熊本県砂防課（土砂災害警戒区域に関すること）

096-333-2553

所在する市町村（避難確保計画書の提出先、地域防災計画、ハザードマップに関すること）